

經濟學叢論 每月一日發行  
 第四十七卷第五號昭和十三年十一月一日發行  
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷七十四第

行發日一月一十年三十和昭

論叢

勢力説に於ける存在拘束性……………文學博士 高田保馬

經濟學の發展と新日本經濟學の性格……………經濟學博士 石川興二

時論

綜合リンク制について……………經濟學博士 谷口吉彦

支那法幣の發行準備及價值維持政策……………十龜盛次

研究

朝鮮の水産業……………經濟學博士 蜷川虎三

滿洲建國精神と協和會の使命……………經濟學士 中川與之助

說苑

經濟學の悲哀……………經濟學士 中谷實

封鎖貨幣制度下の國際的再保險……………經濟學士 佐波宣平

複式簿記法の傳播……………經濟學士 岡本愛次

大量觀察と大數觀察……………經濟學士 有田正三

附錄

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

## 滿洲建國精神と協和會の使命

中川與之助

### 序言

昭和六年九月に勃發せる所謂滿洲事變を契機として王道樂土の建設を目指す新國家滿洲が生まるゝに至りしことは東亞のみならず世界の政治上劃期的の出來事である。蓋し新國家が東亞及び世界の政治關係を一變せしめたのみならず、新王道主義の下に創造しつゝあるその政治は、必ずや世界の政治に實質的にも大なる影響を與へるだらうと考へらるゝが故である。吾人が滿洲建國精神を探求せんとするのにも、その建國にかゝる世界史的重要さを認むるが故である。以下建國精神を述べんとするに當り先づ之が資料となるべき事柄の發生を年表的に掲げやう。

(昭和七)大同元 三月一日 滿洲國政府の建國宣言

三月七日 溥儀執政に御就任

三月九日 執政即位宣言、政府組織法、人權保障法公布

三月十一日 大赦に關する敕書

三月十二日 國際外交の原則通告

七月廿五日 協和會創立宣言、執政訓詞

九月十五日 日滿議定書

十月八日 執政教書

(昭和八)大同二 三月廿七日 國際聯盟脫退に關する詔書(日本)

(昭和九)大同三 三月一日 帝政實施、滿洲國皇帝即位詔書、帝位繼承法、組織法公布

(昭和十)康德二 五月二日 回鑾訓民詔書

(昭和十一)康德三 七月十五日 日滿經濟共同委員會設立に關する協定

七月廿一日 滿洲帝國協和會章程及同會綱領發布

七月廿五日 協和會創立五周年記念勅語

九月十八日 關東軍司令官「滿洲帝國協和會ノ根本精神」指示

(昭和十二)康德四 七月十五日 恩赦詔書

十二月一日 沿外法權撤廢

右年表に掲げたる諸項の中、滿洲建國精神を窺ふに特に重要なものは、大同元年三月の建國宣言及び執政即位宣言、同七月の協和會創立宣言、康德元年三月皇帝即位の詔書、同五月日本御訪問から御歸還の後に國民に賜りし回鑾訓民詔書及び同七月協和會五周年記念に賜りし勅語等である。以下、上の資料によりて建國精神を考察しやうと思ふ。

## 一 滿洲建國精神

滿洲建國の精神は多方面に互るものなるが試みに之を(一)政治一般(二)經濟(三)文化教育(四)民族協和(五)日

滿關係(六)外交方針等に分ちて説く。

(一)政治一般に關する建國精神は古來の王道思想を繼承して之に新しき内容や形式を與へて新しき王道政治を創造せんとするにある。建國精神が王道主義にあることは、大同元年の建國宣言に、「竊ニ惟フニ政ハ道ニ本ツキ道ハ天ニ本ツク新國家建設ノ旨ハ一ニ天ニ順ヒ民ヲ安ンズルヲ主トス」、同年の執政訓詞に「民ヲ積ンデ國ヲ成ス民ハ國ノ本ナリ……建國ノ精神ハ王道ヲ行ハンコトヲ期ス」康徳四年の恩赦詔書に、「王道ハ推仁ヲ本トナン親民ヲ先トナス」とある等によりても明かであり、王道の下樂土を建設しうべしとなさるゝことは、大同元年の執政宣言に、「今吾國ヲ立ツルニ道德仁愛ヲ主ト爲シ種族ノ見國際ノ争ヲ除去セハ王道樂土當ニ諸ヲ實事ニ見ル可シ」同年の教書に、「我三千萬民衆ノ體質智力ヲ以テ奮發經營セハ洵ニ樂土ヲ建爲スルニ足ル」康徳元年の帝位繼承法に、「夫レ皇建極アリ惟レ皇極トナリ天道ヲ裁定シ地宜ヲ輔相シ民ノ父母トナリ仁以テ其ノ政ヲ行ヒ義以テ其ノ法ヲ制スレハ則チ重熙累洽覆燾ノ下永ク君民一體ノ美ヲ懋ニシ當ニ天地ト其ノ徳ヲ合シ日月ト其ノ明ヲ合スヘキナリ」等によりても之を知りうるであらう。滿洲建國の政治理想が王道樂土の建設にあることは右の如くなるが、支那に於てこの理想が且つて實現されざりし跡に顧みて、その原因の主要なるものを、政治が私せられて毫も天道・天意が奉行されざりしこと、國內の諸種族が互に鬭争を事として協和することを知らず、外國に對しては偏見を抱きて和親することを知らざりしにあるとなし「施政ハ必ス眞正ノ民意ニ徇ヒ私見ノ或存ヲ容サス」といふことゝ、「種族ノ見國際ノ争ヲ除去」することを新王道政治に於ける革新的綱領となすに至つた。嘗にこれらの革新的綱領が掲げられしのみならず之を實踐に移す法制や機關が設けられ、着々として建國理想の實現に努力し

つゝあることは、從來の政治の型式を全く一新するに至つたものである。即ち「眞正ノ民意ニ徇ヒ私見ノ或存ヲ容サヌ」ために、政治は立憲制を採用し更に三權分立の理想に則りて立法院・法院・國務院が生まれ、人權保障法の下に國民の身體の自由・財産の保護・種族平等權・公務參與權・官公吏被任命權・請願權・裁判請求權等が規定せられ、更に又「種族ノ見國際ノ争ヲ除去」する爲めには、滿洲帝國協和會が國家機構として鞏固なる組織の下に思想的・教化的・政治的實踐をなしつゝあるのである。

新王道政治が專制政治を排することはいふまでもないが、人は上に説き來れる所を以て西歐的民主々義の模倣なりとなしてはならぬ。新王道政治は專制政治を排すると共に民主々義をも排するのである。蓋し民主々義は個人主義的立場から多數決を以て支配原理となすものなるが、多數は必ずしも正しき民意を反映するものでなく、所謂多數の横暴の行はれうるといふことは、今日まで諸國の經驗し盡せる所である。新興滿洲國は之に鑑みて協和主義による新しき政治運営の形態を創造しつゝある。この事は「滿洲帝國協和會ノ根本精神」にも、「滿洲國ノ政治ハ民主々義的議會政治ノ弊ニ倣ハス、專制政治ノ弊ニ陥ラス民族協和シ正シキ民意ヲ反映セル官民一途ノ獨創的王道政治ヲ實現ス」と明瞭に示されてある。協和主義とは社會全體の協和的發展を目標として、その爲めに最も正しき意見を和衷協議によりて發見し決定し、之を政治に移さんとするものである。そこには少數の擅斷なく多數の横暴は認められない。個人主義・利己主義・鬭爭主義は排せられて全體主義・共同主義の下に、最も公正なる意見に従つて政治を運營せんとするのである。吾人はこの滿洲國の政治原理と一脈相通するものを、かのナチス政治に於ける全體主義や指導者原理にも發見するのである。

(二)經濟に關する建國精神を貫くものは、王道主義の下に資源を開發し産業を興し國民の物質的幸福を増進せんとするにある。「地質膏腴、……物産豐饒實ニ奧府」たるの滿洲、「地大物博夙ニ天府ト稱セラレ」し滿洲が、今日までその富源が開發せられず文化に後れたる所以は、政治に王道行はれず、各民族が私利私慾の爲に徒らに鬭争を續け國土經營に協力するを忘れたるによるとなし、協和會創立宣言には

滿蒙ハ古來東亞ノ天府ト稱セラレ、土地廣大ニシテ住民亦鮮ナカラス、若シ在住諸民ニシテ資源開發ニ協力シタランニハ必スヤソノ文明ハ歐米ニ勝リンノ富源ハ東洋ニ冠絶セルモノアリシナラン、然ルニ今日ニ至ルマデ文化猶未ダ興ラス富源未ダ啓ケサルモノハ即チ過去ニ於テ各民族協和ヲ缺キタルカ爲ナリ

と述べてある。されば滿洲國の經濟發展の根本は何よりも先づ國民が建國精神たる協和精神に基いて協心協力し以て資源開發・産業振興に努力すべきことにある。政治に於て王道主義による協和が滿洲國政治の原理である如く、經濟に於ても亦等しく王道主義に基く協和が滿洲國經濟の原理である。かくして經濟的協和が原理である以上、國民經濟が特定民族の利益の爲に、又特定階級の利益の爲に或は又個人々々の利益の爲に私せらるゝことが許されない。従つてかの個人的利益獨占の資本主義や階級的利害鬭争の理論に立つ共產主義さては一黨一派の利益の爲に國民を欺瞞するが如き三民主義は、何れも滿洲國經濟精神の排撃する所である。滿洲國經濟は飽くまでも協和主義・全體主義の立場に立つて之を運営すべく之により始めて産業は勃興し人民は富裕となりうるとせらるゝのである。上の協和會創立宣言が更に

今日幸ニ天與ノ機會ヲ得テ新國家成立セリ矣。……コノ時ニ於テ若シ諸民族ニシテ建國精神ニ基キテ王道主義ニ則リ、協和ニ努力シ共同發展セハ農治能ク改進シ産業ノ改革成リ、資本主義ノ獨占モナク共產主義ノ横行モナク三民主義ノ欺瞞モナク從ツ

テ人民ノ負擔ハ輕減セラレ治安ハ維持セラレ權利ハ尊重セラレ幸福ハ増進セラル、産業ハコレヨリ興リ人民ノ生活コレヨリ富裕トナル

といひうるは、具體的に滿洲國の經濟政策の本質を説明したるものであらう。但し滿洲國の經濟が上述の如く資本主義的獨占を排するのみならず、高利暴利その他あらゆる不當なる經濟的壓迫から國民を保護せんとするものなるが(人權保障法第十一條)、自由主義機構を根本的に變革するものに非ることは、國民の財産權が侵害せらるゝことなく(同上第十一條)、又その所得財産が安りに課税徴發せらるゝことなきが(同上第九條)、法律に規定せられてゐるをみても明かである。その根本方針は自由主義的經濟機構及び運營を國家的・全體的立場から修正・統制せんとするものである。滿洲國が共產主義をいかに強く排撃してゐるかは上述の如く協和會創立宣言の中に之をみるのであるが、建國宣言の中にも「赤匪ハ横行シ災禍ハ拵リニ起ル」ことを嘆じ、中國弊政の結果は「共產ニ至リ亡國滅種ノ地ニ陥ラサレハ已マサラントス」と憂ひられてゐるをみても更に之を確證しうるであらう。

(三)文化教育に關する建國精神をみるに、建國宣言に「教育ノ普及ハ當ニ禮教ヲ崇フヘシ」、執政即位宣言に、「人類必ス道德ヲ重ンスヘシ」、「人類必ス仁愛ヲ重ンスヘシ」、「今吾國ヲ立ツ道德仁愛ヲ主ト爲シ云々」とあるをみても、それは禮教・道德・仁愛といふが如く古來の儒教思想を承繼せられたることを知る。然し乍ら新國家の文教は古來の傳統そのまゝに非ずして、之に新しき内容が盛られて今や全く新しき文教を創造しつゝあるのである。吾人は之を同變訓民詔書に拜察しうる。同詔書に

深ク維フニ我國建立ヨリ以テ茲ニ建フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ丕基ヲ奠メタリ茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ復タ意ヲ加

ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ教本ノ重ンスルトコロ忠孝ニ在リ民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク地ノ如ク忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲メニセサルハナシ故ニ能ク内ヲ安ンシ外ヲ攘ヒ信ヲ講シ鄰ヲ恤レミ以テ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ……朕

日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道德ノ眞義ヲ發揚スヘシ

と宣り給ふ。洵に申すも畏しき極みなれども、日本の政本たる仁愛、教本たる忠孝を移して以て滿洲國の政本教本となし、日本の如く君民一體の實をあげ國威を内外に輝かさんと御思召を拜察しうるかと思ふ。實に皇帝は「朕 日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ」と仰せられ、國民に對して「爾衆庶等更ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定」せよと御諭しになつてゐるのである。滿洲國が忠孝を以て教本となし仁愛を以て政本となし盟邦日本と一德一心の關係にありとの御精神は、康徳三年の協和會創立五年記念日に賜りし勅語にも、同四年九月の詔書にもあらはれてゐる。今や滿洲國の文教の根本精神は日本と一體である。兩國民が一德一心の實をあげんとすることを滿洲建國の精神である。これ皇道の王道化であり王道の皇道化である。日本精神の擴充であり王道精神の發展である。

(四) 民族協和は建國の大精神である。滿洲の建國は滿洲に住せし諸民族、わけても日本民族と滿・漢民族との協心協力によりて成就せる大業である。當に建國當初に諸民族の協力を必要とせしのみならず、現在及び將來に於てもこの民族の協和なくしては滿洲國は發展しえないのである。否、現に滿洲國に於ては日滿兩國の如きは精神的に融合し、政治上・國防上・經濟上不可分離の一體關係を結成してしまつてゐるのである。之を分離するこ



とは滿洲國の互壞を意味することに外ならぬ。されば諸民族の協和こそこの國の基礎を安泰ならしむる根本なりとせねばならぬ。かの一民族一國家の理論の如きは到底この國には容れられない。民族協和の如何に重要なかは建國の由來及びその後の發展に徴して瞭なるが、言語・風俗・思想・傳統・習慣を異にする異民族を如何にして益々協和せしむるかこの國にとりての一大試練である。然も建國の精神はこの理想實現に向つて大なる炬火を掲げ、國民による協和の工作はあらゆる方面に向つて進展しつゝあるのである。暫く吾人は左に民族協和に就て建國精神の教ふる所を聽かう。建國宣言に

凡ソ新國家ノ領土内ニ居住スル者ハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ、原有ノ漢族・滿族及日本・朝鮮ノ各族ヲ除ク外即チ其他ノ國人ト雖モ長久ニ居住ヲ願フ者ハ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得、其當ニ得ヘキ權利ヲ保障シ夫レヲシテ絲毫ノ侵損アラシメ

となし更に

王道主義ヲ實行シテ必ス境内一切ノ民族ヲシテ熙々皞々トシテ春臺ニ登ルカ如クナラシメ東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模範トナサントス

とある。その理想の高遠にして抱負の大なるとみるべし。執政即位宣言に

今吾國ヲ立ツ道德仁愛ヲ以テ主ト爲シ種族ノ見國際ノ争ヲ除去シ王道樂土當ニ緒ヲ實事ニ見ル可シ

と宣給ひ、協和會創立宣言に、「今日幸ニ天與ノ機會ヲ得テ新國家成立セリ矣。コレ實ニ三千萬各民族ノ安危存亡ノ繫ル所ナリ、コノ時ニ於テ若シ諸民族ニシテ建國精神ニ基キテ王道主義ヲ則リ協和ニ努力シ共同發展セハ農治能ク治進シ産業ノ改革成リ……治安ハ維持セラレ權利ハ尊重セラレ幸福ハ増進セラル」とあり、協和會創立五

年記念日の勅語に

我國肇興伊レ始メ經制新ニ立ツ乃チ首トシテ協和會ヲ組織シ

朕執政ヲ以テ其大綱ヲ攬リ政府ト内外相輔ケ俱ニ建國ノ精神ヲ宣揚シテ民心ヲ道義ニ興シ協和ノ實政ヲ普及シテ五族ヲ共榮ニ安ンシ以テ邦命ニ培ヒ以テ邦基ヲ固フセンコトヲ期セリ

と仰せ給ふ。これらによりて之を稽ふれば、建國精神は民族間に何等尊卑の別を設けず等しく之を平等に待遇しその享くべき権利は毫末も侵損せずといふことを根本原理に立てゝゐるのである。而してこの理想實現には一に民族的我執偏見を放棄して建國の理念たる民族協和に努力するを要すとなす。惟ふに民族協和の事たるや決して易に非れども又不可能に非るべし。民族的偏見を抱いて相互に鬭争をなすが如きは國家を破壊し自他共に亡ぶるの途なることをよく自覺し、且つ滿洲建國に就ての世界史的・人類史的使命を畏敬し、相互に相愛し相扶くるならば、必ずや「境内一切ノ民族ヲシテ熙々皞々トシテ春臺ニ登ルガ如クナラシメ」うるであら。幸にも建國と共に協和會が生れて民族協和運動が日に日に國民に普及侵潤しつゝあるのである。彊めて息まさんば民族協和による新國家が「東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模型」となることも難きに非るべし。

(五)日滿の關係に就ての建國精神を窺はんに、建國宣言は東省軍閥の惡政の爲に滿蒙三千萬民衆の苦めるを述べ、「今ヤ何ノ幸ソ手ヲ隣師ニ假リテ茲ノ醜類ヲ驅リ積年軍閥ノ盤踞シ稅政ノ萃聚セル地ヲ一旦ニシテ廓清ス此レ天我滿家ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ與ヘシナリ吾人ノ當ニ奮然トシテ興起シ勇往邁進以テ更始ヲ圖ルヘキ所ナリ」といひ、皇帝即位詔書には「天意ノ愛民ニ原ツキ友邦ノ仗義ニ賴リ」て建國の大業を成就し給へしことを述べさせ

られ、回鑾訓民詔書には「深ク惟フニ我國建立ヨリ以テ今茲ニ逮フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ丕基ヲ奠メタリ」康徳四年九月の詔書にも「惟レ我カ滿洲帝國ノ國基ヲ奠定スルヤ仁愛ヲ以テ政本トナシ忠孝ヲ以テ教本トナシ盟邦ノ仗義援助ニ頼リ國是以テ定マリ庶積威ヲ熙リ彝倫斂スルトコロ民俗日ニ厚シ」と宣り給ふ。これ何れも滿洲建國は日本の仗義援助によりて成就せしことを、即ち日本精神の發現の結果なることを明にされしものである。既に日本精神輝いて滿洲の建國となる。日本精神の求むる所は滿蒙三千萬民衆の幸福の爲めなり、「東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツ」爲なり。この事は過去に於ても現在に於けると同様變る事なかりし所である。實に建國宣言は過去に於ける日本精神を正しく認識して、支那中原の政治が誤られて國民が塗炭の苦しみをなせるをみて「此レ我友邦ノ共ニ目堵シ同シク感嘆ヲ深クスル所ナリ」となし、又、東省が永く「外ハ信義ヲ蟻棄シテ蠻ヲ隣邦ニ開キ悉ク親仁ノ規ニ昧ク專ラ排外ヲ事トシ」たるの愚を嘆じてゐるのである。

滿洲建國精神が日本精神を正しく認識し、滿洲建國の際に於ける日本精神の功績を讃へてゐることは右の如くなるが今やこの認識この理解並びに建國に於ける協力的關係は、滿洲と日本とをして一徳一心・一心同體の關係にありとなさしむるまでに進展して來た。日滿が一徳一心の關係にありとなされることは、康徳元年の帝位繼承法に明に「一徳一心ノ眞義ヲ發揚」すと仰せられ、文教に關する建國精神の項の下に詳述せる如く、かの回鑾訓民詔書には「友邦ト一徳一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ眞義ヲ發揚スヘシ」と仰せられ、康徳四年九月の詔書にも、盟邦と一徳一心の眞義を發揚しその全力を擧げて共同防禦の精神を貫徹すべしと宣給はされてあるのである。而して一徳一心の關係は單に精神的なるものに非ずして、國全體が日本と一體關係にあるが故に、

滿洲國が永く日本に倚賴し協力すべきなりとせらるゝことが建國の精神である。畏くも皇帝即位の詔書に

有ラユル守國ノ遠圖經邦ノ長策ハ常ニ日本帝國ト協力同心以テ永固ヲ期スヘシ

と宣ひ、協和會創立五年記念勅語に「盟邦日本帝國ニ倚賴シテ永久渝ラス」と仰せられてあるのである。建國精神にあらはれし日滿關係は右の如く一德一心・一心同體の關係に置かれてある。かゝるが故に大同二年には「日滿議定書」によりて兩國が國防上共同防禦に當るべきことを約し、康徳二年七月には「日滿兩國ノ經濟上ノ依存關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲日滿兩國經濟ノ合理的融合ヲ實現センコトヲ希望シタルニヨリ……日滿兩國相互間ノ重要ナル經濟問題ニ關シテモ日滿兩國ハ充分且緊密ニ共同ノ實ヲ舉クルノ必要ナルヲ認メ」て、「日滿經濟共同委員會設置ニ關スル協定」を成立せしめ、更には日滿兩國親善のたに康徳四年十二月日本が治外法權を撤廢するに至つたのである。

(六)最後に外交方針に關する建國精神を述べんに、抑も建國精神の眞髓をなすものは協和共同といふことにあるのであるが、外交に於ても亦この精神がその政策を一貫してゐるのである。建國宣言に

其對外政策ハ信義ヲ尊重シテカメテ親睦ヲ求メ凡ソ國際間ノ舊有ノ通例ハ遵守ヲ敬謹セサルコトナシ、其ノ中華民國以前各國ト定ムル所ノ條約債務ノ滿蒙新國領土以內ニ屬スルモノハ皆國際慣例ニ照シ繼續承認シ其ノ自ラ我カ新國境內投資シテ商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノ有ラハ何國ニ論ナク一律ニ歡迎シ以テ門戶開放機會均等ノ實際ヲ達セム

とある。大同元年三月十二日即ち建國宣言の發せられて後十一日後に公にされたる政府の對外宣言は、右の建國宣言にあらはれし外交の大綱に基づくものなるが「國交ノ親睦ヲ期シ世界平和ニ貢獻セントス」とて

一 信義ヲ尊重シ事ノ大小ヲ論セス總テ和睦親善ノ主義ニ基キテ之ヲ處理シ以テ國際平和ノ維持増進ヲ圖ル

二 國際間ノ信義ヲ尊重シ國際法規及慣例ヲ遵守ス

三 中華民國ノ各國ニ對シテ有スル條約上ノ義務中國國際法及國際慣例ニ照シ新國家ニ於テ當然繼承スヘキモノハ直ニ之ヲ繼承シ誠意ヲ以テ之ヲ履行ス

四 外國人ノ滿洲國領土内ニ有スル既得權利ヲ侵害スルコトナキハ勿論其ノ生命財産ニ對シテハ當然之ヲ保證ス

五 外國人ノ滿洲國ニ來住セントスル者ハ均シク之ヲ歡迎シ各民族ニ對シテ平等公正ナル待遇ヲ與フ

六 各國トノ通商貿易ハ努メテ之ヲ容易ナラシメ以テ世界經濟ノ發展ニ貢獻ス

七 門戶開放主義ヲ遵守シ外國人ノ滿洲國ニ於ケル經濟活動ニ對シテ便宜ヲ與フ

の七ヶ條を通告してゐるのである。今右を檢討するに第一の信義を旨とし睦誼親善の精神を以て事に發し國際平和の維持増進を期するとの原則こそ諸原則中の原則であり外交の根本義をなすものである。滿洲建國精神は國內的に利己主義・利己主義を排し全體主義・協和主義を高調するものなるが、この精神は國際的外交にあらはれては、「國際ノ見ヲ除去」し鬭争を避け、協和精神による亞細亞世界の再建を期せざるをえない。この根本的協和の精神より第二・第三の、即國際法規・慣例の遵守、國際的義務の履行となり更には第四・第五の如く滿洲國內に於ける外國人の權利の保護、各民族に對する公正平等なる待遇、第六・七の原則の如く列國との通商貿易の促進・經濟的門戶開放がその系となつてあらはれてゐるのである。惟ふに舊東三省の軍閥や中國の黨政府が、民族的我執偏見に囚はれて徒らに或は排斥し或は鬭争するの策を樹てゝ協和することを知らざりしが故に、亞細亞の平和は紊れその進展は阻止され、延いては世界不安の基となつたのである。滿洲國が偉大なる建國精神に基いて

舊來の外交精神を一新して亞細亞全體の爲め且又世界全體の爲めを基調とする外交原則を樹立するに至れるは、亞細亞の外交史に一轉機を劃するものであらう。

さて吾人は以上に據りて滿洲建國精神の概要を敘述しえたかと思ふのであるが、建國精神の偉大さは單に崇高なる理念に出づるのみならず、又その實行を尙ぶにある。「爲政ハ多言ヲ取ラス只實行如何ヲ見ルノミ」とは、支那の傳統にみるが如く政治が爲政者の單なる觀念に止まり或は僞瞞にすぎざるが如きことを斷乎として排撃せる建國宣言中の一句である。宣なるかな、上にも觸れし如く新政治の理想は着々として實行に移されつゝあるのである。而してこの建國精神を體して之を實踐に移さんとする運動をなしつゝある團體こそ實に滿洲帝國協和會である。以下少しくこの協和會の使命を説明するであらう。

## 二 滿洲帝國協和會の使命

協和會は「滿洲建國ト共生シ」た。即ち東三省から舊軍閥を掃蕩するや否や直ちに現はれしものは民族協和による新國家の建設運動であり、この運動をなす國體を協和會と名づくるに至つた。爾來協和會は次第に發展してその使命を擴充しその制度的性質を明にしその活動を體系化しその組織を鞏固不動のものにするに至つた。

(イ)協和會の使命は滿洲國民の民族的協和をはかるにある。抑も民族の協力によりて生まれし滿洲國に於て民族の協和が保たれざれば、その國は亡びざるをえぬ。民族協和の如何が國家興亡を岐つの契機である。而して民族の協和を圖らんには、民族的偏見・誤解・軋轢を解消せしめ、建國精神即協和精神の何たるかを國民によく教

へ之を實踐せしむるの訓練をなさねばならぬ。協和會の使命はこの意味に於て教育であり啓蒙であり指導であり訓練である。かくして協和會は「政府ノ精神的母體」となり、政府をして國民に則した政治を行はしめると共に國民をして政治を實踐せしむるものである。「建國精神ノ政治的發動顯現ハ滿洲國政府ニ據リ其ノ思想的・政治的・政治的實踐ハ協和會ニ據ルヘク民意ノ暢達之ニ依リテ期スヘシ」といへるは、政府と協和會とのこの「表裏一體」の關係を説示せるものである。協和會の使命は右の如く諸民族の協和を圖り、協心協力以て政府を翼け政治を實行せしめんとするにあるが、諸民族と雖も就中日滿兩民族の協和こそ最も重要なるはいふまでもない。されば協和會五年記念日の勅語には

其國是ニ適ヒ其政教ヲ翼ケ實濟ノ功致ラサル所ナク日滿兩國精神一體ノ關係ヲシテ日ニ益々鞏固ニ萬邦ヲシテ皆我建國ノ精神ヲ建ナリトセシムル是レ實ニ協和會終始一貫ノ任務ニシテ尤ニ當ニ舉國一致艱勉從事スヘキモノナリ

とまで仰せられてあるのである。協和會員は從つて建國精神を最もよく體し之が實踐に大なる熱意を有するものでなければならぬ。「眞ノ協和會員カ政府ニ入り又ハ野ニ在リテ政治經濟ヲ指導シ思想ヲ善導シ建國精神ヲ以テ全國民ノ動員ヲ完成スル時王道政治ノ實現ハ期待セラルヘシ」眞の協和會員の増加することこそ新興滿洲國の發展の根本條件である。

(ロ)協和會の使命や精神は右の如し。更にその掲ぐる綱領によれば、「滿洲帝國協和會ハ唯一永久、舉國一致ノ實踐組織體トシテ政府ト表裏一體トナリ、一、建國精神ヲ顯揚シ、一、民族協和ヲ實現シ、一、國民生活ヲ向上シ、一、宣德達情ヲ徹底シ、一、國民動員ヲ完成シ、以テ建國理想ノ實現、道義世界ノ創建ヲ期ス」とある。而

して此の綱領に基いて次の工作方針を即ち

- 一、精神工作—東方道德ノ眞義、日滿不可分關係ノ眞髓ヲ全國民ニ理解信仰セシメ建國精神ヲ徹底シ國民思想ヲ統一ス
- 二、協和工作—國民中ニ核心的指導力ヲ確立シ是ニ依リ民族相互間ノ軋轢・摩擦ヲ根絶シ各民族ヲシテ各其ノ處ヲ得シメ以テ其ノ福祉ヲ増進シ國民的融合ヲ圖ル

三、厚生工作—建國理想ヲ經濟生活・社會生活ノ上ニ實體化セシメ、百業ノ振興、國民生活ノ安定向上ヲ圖ル

四、宣德達情工作—國民ノ眞意ヲ洞察シテ之ヲ上達シ上意ヲ下達シテ國民ヲシテ衷心ヨリ國政ニ悅服セシム

五、組織工作—全國民ヲ動員シ訓練シ組織シ官民一途上下一體ノ渾然タル國民的組織體ヲ結來ス

六、興亞工作—建國精神ヲ擴充シテ汎ク東亞ニ及ホシ亞細亞諸民族ヲ覺醒興起セシム

の六に分ちてその細目に互る工作方法を指示してゐるのである。今、協和會の綱領とその工作方針とを併せ考ふるに、建國精神を體して民族協和を圖るといふ初期の使命は次第に發展して、國民生活の向上や福利厚生に、或は上意下達下意上達に、更には國民動員・訓練・組織の任に或は進んで東亞の興起の爲にまで活動の領域を擴むるに至つたのである。勿論これらは民族協和と別箇の問題に非ずして、眞によく民族の協和を圖らんが爲には、進んで國民の厚生工作に或は國民の組織工作に而して又大亞細亞乃至世界の協和工作に迄及ばんとするは當然の過程であり要求であらう。之を要するに協和運動は即效的より計畫的・準備的に、非體系的より體系的に部分的より全部的に地方的より亞細亞的・世界的へとその活動を擴張しつゝあるのである。

(ハ)協和會の制度的性格をみるに、協和會は國家機構として定められたるものにして單なる私的團體ではない。協和會は國家機構なりと雖も然し乍ら政府の從屬機關ではない。形式上は政府に對して獨自別箇の機關なるが、



勿論政府に對して對立し或は抗爭する機關ではなく、「政府ノ精神的母體」として、道義的に政府を輔佐し之と協力する機關である。従つて又協和會員は官吏ではない。滿洲國に於ては協和會を以て、「唯一ノ思想的・教化的・政治的實踐組織體」なりとしてゐる。蓋し「建國精神ノ眞髓ハ協和會ノ體得スヘキ唯一絶對ノモノ」である。建國精神の一つである以上之を唯一絶對のものとして體得する協和會は本質的には一つであらねばならぬ。建國精神の眞髓を把握せざる雜多の協和會が生まれたとすればそれこそ滿洲國を攪亂するものである。これ眞の協和會を以て唯一絶對の組織體となす所以である。

(二)協和會の組織は「滿洲帝國協和會系程」によれば、協和會には會員・會長あり、滿二十歳以上の身心健全なる滿洲帝國人民にして協和會の目的達成に邁進せんとするものはその會員たるをうる。會長には國務總理大臣が推戴さる。協和會の機關を更に中央機關と地方機關とに分つ。中央機關は中央本部と稱し新京に置かれ全國の會務を統括する。地方機關には省本部・縣(旗)本部・都市本部等あり、各々省・縣(旗)・都市内の會務を統括する。中央・地方各機關には部長の外委員會・評議員會等の機關が存する。協和會の組織としての單位或は細胞は分會である。分會の活動こそ協和會の樞軸をなすものである。協和會の機關としてはこの外に聯合協議會あり、之を分ちて全國・省・都市並びに支部等の聯合協議會となす。省・都市・支部内の代表からなる聯合協議會である。これらの組織活動の詳細なることは、滿洲帝國協和會編協和會問答、同協會編協和會の概貌、滿洲評論社刊協和會とは何ぞや、山口重次著滿洲帝國協和會指導要綱案、滿洲協和會奉天省本部編協和會の組織と活動等に譲りて之を省くが、康徳五年三月末現在によれば、分會の數二、九五八、會員數一、〇〇八、五二五の多數に及んでゐる。

### 三 結 言

吾人は以上滿洲建國精神及び協和會の使命の大要を敘述した。最後に之を要括し尙多少の補遺を行はんに(一) 滿洲國の建國精神は王道主義なりと雖も、それは支那古來の王道そのものに非ずして、その内容は日本精神を攝取して新に創造したるものである。されば本質に於て日本精神と異なるものに非ずして實に一徳一心・一心一體の關係を有するものである。(二) 滿洲建國精神を貫くものは協和主義である。王道の大義に則りて個人的・民族的我執をすて、各民族各國家が王道樂土の建設に協心協力せんとするのがその根本精神である。個人主義・利己主義・排外主義はその最も忌む所である。(三) 滿洲建國精神は日滿の一體融合を理想と目指す。守國の遠國經邦の長策は常に日本と協力協心せんとの理念は兩國の倚賴依存關係を永久的に鞏固ならしむるものであり、兩國は實質上最早二つにあらざるを示すものである。兩國を繋ぐこの強靱なる精神的結合こそ日滿兩國を支配する大なる原理であらう。(四) 滿洲建國精神が空理空言を排して實踐主義を採ることも、支那的傳統を打破せる革新である。建國と共に協和會の如き建國精神に燃ゆる團體の實踐的運動の發展し來れることもこの建國精神の偉大なる實踐性を證する所以である。(五) 滿洲建國精神が西歐的文化に囚れず東方文化を高揚し新しき文化を創造せんとすることは世界文化の上に萬丈の氣焰を上ぐるものであり、同時に亞細亞民族覺醒の曉鐘となるであらう。民主主義・專制主義を排して協和主義の政治を創造せんとするが如き最も勇敢なる試みとせねばならぬ。

さて最後に協和會の活動に就て一言するならば、この運動に携はる人々の熾烈なる建國精神は奮闘努力萬難を

克服してその理想の實現に着々成效しつゝあるが、文化の程度や質を異にする諸民族の眞の協和たる決して容易なる業ではない。協和を妨ぐる幾多の問題は尙今後に續發するであらう。従つていかにして協和しうべきかの所謂協和工作の理論的研究の餘地も亦極めて大なりと思はれる。民族協和の運動は實踐と同時に理論的研究も更に進められて一步一步とその理想に近づくであらう。協和の實踐に携はる人々から提供せらるゝ多くの尊き體驗や資料こそ協和の理論的研究に大なる價値を齎らすものである。協和運動にはこの理論的研究を一日も怠つてはならない。現に又協和運動に携はる人々からもこの理論的要求が起りつゝある。これ協和運動が準備時代から更に一段と發展せんとする時期に向ひつゝある證左である。協和運動を指導する理論の發展こそ更に協和事業を發展さずる拍車となるであらう。さはれ幾百年徒らに匪賊の跳梁に委せられし暗黒蒙昧の滿洲が今や昔日の面目を一新して、最も斬新なる近代的國家の體制を整ひ、國內の諸民族が「春臺ニ昇ル」が如く榮えんとしつゝあるをみて、誰か建國精神の偉大さを讃仰せざるものがあらうか。

(一三・一〇・一八)